

日本におけるコミュニティ金融

学籍番号 1730041509
経営学部公共経営学科
小関ゼミ所属
4年19組41番
松縄程朗

目次

はじめに

- 第一章 日本金融機関の現状
- 第二章 コミュニティ金融の役割・定義
 - 第一節 コミュニティ金融とは
 - 第二節 コミュニティ金融の定義
- 第三章 日本における金融機関の種類と歴史
 - 第一章 金融機関の種類と関連している法律
 - 第二章 マクロからみた日本におけるコミュニティ金融
- 第四章 新潟県に存在する金融機関の分析
 - 第一節 新潟県の金融機関の地域密着型金融計画の分析
 - 第二節 新潟県におけるコミュニティ金融
- 第五章 日本におけるコミュニティ金融

はじめに

筆者は、上京し、就職活動において地方に対する認識が大きく変わった。世の中は確かに3大首都圏が動かしており、多くの雇用、消費を生み出している。また、都市部に多い大企業が経済に大きな影響を与えているように思える。が、実際にそれらを支えているのは、中小企業、それが多く集まる地方が担う部分も大きい。それを証明するかのようデータが企業における中小企業の割合であり、99%以上である。3大首都圏では景気が良くなくなりし、いざなぎ景気を超える期間の好景気ともいわれているが、地方への波及には時間がかかる。本当の景気回復とは各地方が景気回復することも必要なのだと考える。

そのような各地方の景気回復に重要な使命を帯びているのが、地方金融機関である。金融庁も平成17年3月29日付で「地域密着型金融機関の機能強化の推進に関するアクションプログラム」を発表して、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合に地域密着型金融推進計画を公表させることを決め、それに基づいてかつては全国へと拡大を考えた地方金融機関も現在では、地元を密着型金融へと方向を転換して、リレーションシップバンキングを大きく叫ぶようになった。そして、それぞれの地方金融機関が地元の企業へ活力を与え活性化させるように努力をし、新たな融資の手法を取り入れるように心がけ始めた。

このような地方金融機関に似ているものとして、コミュニティ金融というものが外国には存在する。日本においても少数ではあるがNPOバンクというものができ、注目を受けているが、まだ、世の中に与える影響力は少ない。急激に日本で発展しない部分にはNPOの認識が世間になく、日本における宗教観と外国と違いすぎる点などもあるが、他の金融機関がコミュニティ金融としての機能を果たしている部分が大きくあるのではないかと考察することができる。

日本には金融機関が多数存在する。世間一般の人からすれば銀行というのが一番先に思い浮かぶものであると思うが、信用金庫、信用組合、農協、労働金庫、商工中金、政府系金融機関、証券会社、損害保険会社、生命保険会社なども金融機関。さらに厳密には銀行のなかにも大きく分けて2種類が存在し、みなさんもよく耳にする都市銀行と地方銀行というものがある。また、あまり知られてはいないが地方銀行の中にも古くからは地方銀行と第二地方銀行という大きな区分が存在する。今回は地方の経済に大きな影響力を与える金融機関として、地方を専門に中小企業に融資を行っている地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農協を対象とし、外国のコミュニティ金融と地域金融機関の通じる点は何であるのか、地方金融機関は外国で言われているようなコミュニティ金融であるのか検証することを目的に論文を進めていく。

第一章 日本の金融機関の現状

現在の日本は、いざなぎ景気を超える超長期の経済の成長を誇るともいわれている。しかし、その一方で全体の不良債権比率の低下が都市銀行の不良債権比率の低下によって引き起こされたものであるとされ、地方（大都市部以外）はバブル崩壊後、多少は改善されたものの相変わらずの不良債権比率の高さ、失業率の高さが際立っている場所がほとんどである。この原因として挙げられるのが資金、人材の都市部への流れであり、一極集中が負のスパイラルを生み出しているようにも考えられている。地域の雇用や経済を支える中小企業は景気のいい都市部の金余りに比べて、十分なお金が行き渡っていない。だからこそ、国も日本全体の偏りのない景気回復を生み出すために地方の不良債権を減らそうと産業再生機構でうまくいったスキームを取り入れた地域力再生機構の導入を決め、地方の景気の向上に努めようとしている。また、地方銀行や信用金庫などの地域に根ざした地方金融機関に地域密着型金融推進計画を公表させることを決め、リレーションシップバンキングの強化を義務付けることとなった。地方を活性化させることが日本の息の長い好景気を進める意味で重要なテーマである。

そこで必要となるのはコミュニティ金融であると考え。というのも、アメリカ、オーストラリア、バングラディッシュの事例をみる限りでは地域力活性化にコミュニティ金融が有効であった。オーストラリアのマレニーでは、衰退していたマレニーという町にコミュニティ金融が設立されたことにより再生され、また、バングラディッシュのグラミン銀行では貧困層への融資が地域全体にお金をめぐらせることで地域の活性化に繋がったという事例が存在する。

日本においてはコミュニティ金融の一翼を担うはずのNPOバンクが日本全体の中で地域力再生が必要といわれている割には機能していない。その理由として挙げられるのが外国にはあまり多くない古くから地域に根差している地方金融機関の存在である。地方金融機関はコミュニティ金融と同じく、地域に根ざした経営を行っている金融機関であると考えられている。が、外国で一般的に言われているようなコミュニティ金融と言えるかどうかは定かではない。次章より、まず、コミュニティ金融とは何であるのかを調べ、また、諸説ある日本国内で言われているコミュニティ金融の特徴を基にコミュニティ金融の定義について論じ、日本におけるコミュニティ金融とは何かの足がかりを作っていく。

第二章 コミュニティ金融の役割・定義

この章では外国で注目を受けているコミュニティ金融について事例を挙げ、外国におけるコミュニティ金融についての考えを整理し、世界におけるコミュニティ金融の定義を考察する。

第一節 コミュニティ金融とは

世界でのコミュニティ金融は18～19世紀のアメリカの一店舗しかない金融機関がスタ

ートとされる。現在、大規模の銀行が広域に個人や大手・中堅・中小企業を対象顧客としているのに対し、中小の地域金融機関であるコミュニティバンクは地元の中小・零細企業との取引に特化しているのが特徴である。アメリカでは大手銀行が圧倒的なシェアを占めている一方で全体の金融機関数は 8315 行¹と日本に比べて圧倒的に数が多いし、総資産 10 億ドル以下という小さな銀行がアメリカのコミュニティ金融では大部分を占めていて、極めて規模が小さく、かつ、地域に密着した経営をしているともいえる。アメリカ国内で統廃合が金融機関の中でも続く中で、100 から 200 もの金融機関が毎年誕生している点も注目すべき点である。コミュニティ金融もいわゆるベンチャーともいえる種類なのかもしれない。運営方法は住民から出資や寄付を受け、それを融資に回す場合や一般の預金業務で預かった資産を融資する場合などがあり、その資金を一定地域に限定して、無利子、もしくは、低利子で融資を行う金融機関である。地域住民が不利益になることは行わず、その地域で集められたお金は地域に融資され、そこで出た利益は配当、地域への再投下と流れる。住民自身が積極的に運営に参加し、決定する権利を持つ。

次節にて外国におけるコミュニティ金融の定義を述べるが、その前にまず代表的なコミュニティ金融の事例であるオーストラリアのマレニー地区でのクレジットユニオンとアメリカのニューハンプシャーの事例について知っておくべきであると思うのでここでまとめる。

1、マレニーのクレジットユニオン

佐藤（2005）によると、マレニーという町は古くからクイーンズランド州の山間部に位置していたため酪農を中心に経済を成り立たせていたが、1970 年代のグローバル化（世界の自由貿易の加速化）が影響し、イギリスという世界最大の農作物の輸出国を失い、かつ、世界の企業がオーストラリアに進出してきたために国内の小規模酪農家が窮地に追い込まれるという事態が起こった。酪農にすべてを依存していた町であったので、その他の産業も連鎖的に衰退し、地域全体が衰退してしまう。そのため、1980 年代に地域再生のためにマレニー・クレジットユニオンが設立された。クレジットユニオンの運営方針は、資金や労働力、物を地域内で循環、消費することであった。そのため、地域住民の預金は大手の銀行と違い、預金を銀行が自由に地域外にも融資するのではなく、集めた資金を地域内で循環し、コミュニティの発展につながるかどうかを融資の判断材料となる。

地域融資業務においては以下の点が工夫され、貸倒れリスクの軽減に努めている。

- ①クレジットユニオン内に経営のサポートのための環境を整え、融資先に的確な助言や指導を提供、事業に軌道に乗せやすくする。
- ②大きな事業からスタートさせるのではなく小さな規模でスタートさせてリスクの細分化を行い、軌道修正を容易にできるようにする。
- ③マレニーに限定した融資を行うことで、知っている人にしか融資をしない、顔の見える融資をすることで融資先に返済の意識付けをきちんとさせる。

また、利益を地域に還元することもマレニー・クレジットユニオンでは行われており、

業務によって獲得した利益の一部がコミュニティに寄付され、地域の発展に役立てられていたり、住民によって組織が運営されていて、預金を預けている人（組合員）が総会での1票の投票権が与えられ、運営全般のことについての発言権を得ている。

こうした運営が世界の金融の中でもまれに見る融資成功率 85%を叩き出し、800 人しか一時期はいなかった町が1万人規模の人口へと成長させた。この点から、コミュニティ金融の成功がいかに経済の中で大きな影響を与える可能性を秘めているかがわかる。

2、ニューハンプシャーの事例

アメリカのニューハンプシャー州 Hanover には Ledyard National Bank というコミュニティ銀行が存在する。由里（2000）によると人口 9000 人のこの市はダートマス・カレッジというアメリカ有数の伝統大学があるために山地でありながら教育・医療サービスなどの水準が高く比較的裕福な退職者層が移住することが多く、住民所得や地価の水準も高い。が、1980 年代の後半にこの市にもアメリカの銀行再編の波がおそい、古くからあった地元銀行の買収という事態が生じ、地元に基づ盤を置く金融機関の存在がなくなった。そこで、地元の学者や投資家などの有識者が出資しあい、Ledyard National Bank を設立。支店数 6 という小さいながらも市唯一の地元密着銀行として、市民から親しまれ、また、有名なダートマス・カレッジの金融経済学者らを経営者に据えることで周辺住民、事業者、富裕層の取り込みに成功した。業務は、預金、融資、運用とアメリカの大規模金融機関と変わりはない。昨今では、地域の小事業主の資金ニーズが Ledyard National Bank に対して非常に多いため、貸出審査の選別を行い融資することで利益を出しているが、おもな利益の出し方は預金の運用によって行われている。が、決してコミュニティのみへの投資なのではなく、また、協同組合のように一人一票の議決権の方式をとっているのではなく、株式会社という形態をとっている。

以上が、マレニー・クレジットユニオン、Ledyard National Bank の主な事例であり、次節ではそこから、コミュニティ金融の特徴を抽出していく。

第二節 コミュニティ金融の定義

本節では、マレニー・クレジットユニオン、Ledyard National Bank の事例、佐藤（2005）、由里（2000）からアメリカ、オーストラリアのコミュニティ金融のコミュニティ金融の特徴を述べるとともにそこから考察できるコミュニティ金融の定義を述べる。

第一節での 2 つの国の事例でもわかるとおり、その国々によって歴史的、文化的な背景は異なる。したがって、共通的な部分からコミュニティ金融の特徴を挙げることが重要である。

まず、佐藤（2005）で述べられている特徴を参考に挙げていく。

①地域内の資金の地域内への再投下、すなわち地域の資金が地域の経済的基盤、福祉、環境などといった地域が必要としているところに回るようにし、地域が抱える問題の解決を図るようにすることⁱⁱ

②地域住民による金融機関の運営への参加

③「利鞘」と呼ばれる利益の地域への還元

以上の三点が特徴である。

しかし、筆者は佐藤（2005）を読み、前節の書かれていた内容のまとめからもここにさらに以下の点がコミュニティ金融の役割として挙げられていたように考える。

④地域の中小零細企業への積極的な融資

⑤地域密着経営（リレーションシップの積極的な形成）

⑥融資先への助言、提言によつての早期の事業の軌道修正や独立への支援

由里（2000）（2007）で述べられている特徴としては

① コミュニティ銀行がコミュニティという理念を自ら重視し、コミュニティの構成員として営業（コミュニティとそこに生きる個人中小の事業を大切にしつつ根強く存続する）

② 大手銀行がカバーできない部分、地域的な金融空白地帯に住民の需要から存在し地域密着経営として大規模金融機関として親しまれてきたものも多い

③ コミュニティとの近さ（お祭りやチャリティ活動、経営陣や営業マンの顧客との近さ）

が挙げられる。

また、第一節で述べた Ledyard National Bank の事例から考えてみると、経営の形態はオーストラリアのマレニーの事例とは違い、協同組合ではなく、株式会社であり、運用対象の広さの関係からコミュニティとして定めた範囲外への融資の可能性も考えられる。

最終的に筆者がまとめる世界のコミュニティ金融の共通的な特徴は以下の4点であり、これが定義になると考える。

- ・コミュニティ金融が定めた地域（コミュニティ）を対象に経営を行っていること
- ・コミュニティを大切にし、そこから集めた資金（預金）はできるだけ多く、その地域の個人、中小の企業に積極的に融資をすること
- ・大手金融機関にはカバーができない山間部等の金融空白地帯にも店舗を構える
- ・金利等の面では大手銀には勝てないが、そのかわりとして顧客と従業員の距離の近さを武器にリレーションを形成し、融資後も経営が軌道に乗れるようにきめ細かなサービスを実施する

比較的小規模で、単店ないし支店数が少ないということ、財務面においても規模が小さいということもコミュニティ金融としての特徴として外国では挙げられているが、その国々においても大小の大きさは異なり、貨幣価値の違いも存在する。また、その国の状況や歴史的な形成の流れなども考えると小規模というものがどの程度かわからないため、定義としては不適切であると判断した。

次章からはこの定義を元に日本国内への話に移り、日本でのコミュニティ金融の範囲について考えていく。俗に日本では信用金庫などの非営利組織系の金融機関が外国のコミュニティ金融の組織形態や考え方に近いといわれて、一般的に日本国内のコミュニティ金融として論じられているが、筆者はそれだけであるとは考えていない。それは、上記でもわかるとおり国によっても違うからである。日本の場合、第二地方銀行の形成の歴史を考えてみるとたくさんの点で外国のコミュニティ金融の形成の歴史に通ずる点がかがえると考えているし、近年の地方銀行のベンチャーファンドや地域密着経営方針（悪い意味では生き残りのため）、地域振興課の設置などといった考え方は地域のお金を地域に再投資する考え方に近いものがあること、積極的な地域との関わり合い、リレーションシップの形成へと近づいているように思えるからである。

第三章 日本における金融機関の種類と歴史

本章では、日本国内の各金融機関がどういう経緯で設立され、法律上ではどう解釈されているのかを中心に、法律、歴史か日本のコミュニティ金融とは何かを解き明かすこととする。第一節では本論文が解き明かしたい地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農協の法的解釈や全国の支店の数、総保有資金量、歴史について調査し、第二節では日本における全体からみた外国のコミュニティ金融との比較を行っていく。

第一節 金融機関の種類と関連している法律

金融機関は中央銀行、普通銀行、中小企業金融専門機関、農林漁業金融機関、保険会社、証券会社、政府系金融機関、その他金融機関に大きく分類される。

中央銀行とは日本銀行のことであり、日本銀行法に基づいて設立された銀行のことである。発券銀行、銀行の銀行、政府の銀行の役割を持つ。

普通銀行とは銀行法に基づく銀行のことであり、細かくは都市銀行、地方銀行、第二地方銀行協会加盟の地方銀行がこれにあたる。

中小企業金融専門機関とは信用金庫、信用組合、労働金庫などが該当する。信用金庫には信用金庫法、信用組合には信用組合等協同組合法、労働金庫には労働金庫法が関連法規

として存在している。労働金庫は他の二つの金融機関と異なり、法人に対する貸し出しは行っておらず、各企業の労働組合に入っているものを基本的に対象としている。

農林漁業金融機関とは、銀行、信用金庫等の金融機関が融資を難しいとされる農業漁業に就くものために作られた専用の金融機関である。業協同組合法に基づく農業協同組合、その上部機関で農林中央金庫法に基づく農林中央金庫、水産業協同組合法に基づく漁業協同組合、水産加工業協同組合などがある。

保険会社は、保険業法に基づき設立される金融機関であり、生命保険会社と相互保険会社に区分される。

証券会社とは、証券取引法、現在の金融商品取引法によって規定される会社であり、他の金融機関と異なり、自らが預金証書や保険証券を発行せずに公社債や発行された株式の流通市場での売買を仲介する。

政府系金融機関には他の民間金融機関の役割を補完するために存在している。出資の多くを国が負担し、特殊法人として設立されている。国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、農林漁業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫などがあげられており、民間金融機関との協働などが現在行われている部分もあり、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫の商品は他の金融機関で代理店という形で融資が受けられるようになっている。関連法規は多々あるが商工組合中央金庫では商工組合中央金庫法、日本政策投資銀行は日本政策投資銀行法といった法律が関連している。

その他金融機関として、預金を取り扱わない金融機関として消費者信用機関、住宅金融専門会社、NPOバンク、ベンチャーキャピタルなどのノンバンクがこれにあたる。

以上が大まかな金融機関の種類と関連している法律である。

第一章で挙げたコミュニティ金融の特徴として地方密着の金融機関、また、個人・法人に対しての融資を行っている金融機関というものがある。それを考えてみると地方銀行、第二地方銀行、信用組合、信用金庫、農協がコミュニティ金融として妥当であると判断し焦点を絞り、深く調べていく。

① 地方銀行

地方銀行とは、普通銀行の一部で銀行法により設立された株式会社であり、かつ、社団法人全国地方銀行協会の会員である銀行のことである。普通銀行以前は、国立銀行、貯蓄銀行として存在していたが、日本銀行の設立と同時に普通銀行へと移行した。国立銀行は国立と名乗ってはいるが、経営は民間に委託され貯蓄、融資、政府に代わって紙幣の発行などを行う金融機関であった。一部の富裕層の資本によってできた金融機関であり、融資の対象も信用力の高いものだけに限られ、誰にでも開かれた金融機関ではない。一方、貯蓄銀行は一般から預金を受け入れ公社債の運用によって収益を上げる銀行であり庶民のた

めの金融機関であった。一般企業への融資が禁止されており、個人顧客のための小口の貯蓄手段の確保という意味では、無尽と同等の価値をもち、戦前には個人の金融手段として大きな意味を持っていたことがうかがえる。全国地方銀行協会の会員定款二章第四条によると会員になれるのは「主たる営業基盤が地域的なもの」であることが挙げられている。銀行の本来業務としては、銀行法第十条第一項に、預金または定期積金等の受け入れ、資金の貸付または手形の割引、為替の取引が規定され、また第二項でそれに付随する業務内容ⁱⁱⁱが規定されている。これは地方銀行でも行われている業務である。

社団法人全国地方銀行協会によると地方銀行の概要は地方銀行 64 行が会員で、地域とともに発展する銀行として、創業以来、地域に広く利用、日本経済の活力回復に向けて金融仲介機能の一層の発揮が期待される中、地方銀行は、地域において信頼される金融機関として、地域の顧客の幅広い金融ニーズに応え、豊かで活力のある地域社会の実現に向けて努力をしており、全国に約 7,400 以上の店舗、約 35,000 以上の CD・ATM を配置し、本店所在の都道府県を中心とした地域に稠密な支店網を張り巡らせている^{iv}ことが特徴である。また個人や地域の中堅・中小企業のお取引先がメインの顧客であり、地域社会の振興や街づくりのため地域金融の主導的な役割を果たしている点が都市銀行との違いとして挙げられている。

全地方銀行の合計のデータとしては、^v全国地方銀行協会調べの平成 19 年 3 月末のデータでは貸出金 144 兆 7408 億円、有価証券保有額 60 兆 5779 億円、預金 194 兆 608 億円、資本金 2 兆 5481 億円、店舗数 7435 店、ATM 3 万 5544 台であり、貸出先別の状況としては大企業 12.9%、中堅企業 3.8%、中小企業 46.8%、地方公共団体 7.1%、個人 29.4%、また、預金者別預金残高の構成比率は個人 71.2%、法人 22.1%、公金 1.2%、金融機関預金 1.2%という状況である。

② 第二地方銀行

第二地方銀行とは、普通銀行の一部で銀行法に基づいて設立された株式会社の中の社団法人第二地方銀行協会の会員である銀行のことを指す。協会の会員の資格は、協会定款第五条によると「平成元年 2 月 1 日以降、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和 43 年法律第 86 号）第 6 条第 5 項の規定に基づいて銀行法により免許を受けたとみなされた銀行及び会員から営業を譲り受けることを目的として新たに免許を受けた銀行であって、主たる営業基盤が地方的なもの」であることとされている。これは、第二地方銀行の設立の歴史的経緯を表しており、本来、相互銀行であったものが金融機関の合併及び転換に関する法律によって普通銀行に転換したことを意味している。相互銀行は相互銀行法に基づき設立された銀行^{vi}で、日本伝統的庶民金融手法である無尽^{vii}を業務とする無尽会社から転換・発展したものである。しかしながら相互銀行の業務の中で無尽業務の割合が極めて小さくなり、その結果、相互銀行法が廃止され、銀行法に基づき運営される第二地方銀行に転換が行われることとなった。歴史上の流れから考えると地方銀行より地域に密着しているよ

うに感じるが現在では地方銀行との差異はほとんどなくなっている。

業務、設立条件は普通銀行の一部であることからわかるとおり、地方銀行と全く同じである。社団法人全第二地方銀行によると会員となっている銀行は2007年5月7日現在において45行あり、個性ある地域密着型金融の推進とサービスの高度化、中小企業金融の円滑化、リスク管理の高度化等を第二地方銀行の目指す姿として挙げている^{viii}。全第二地方銀行の合計のデータとしては、第二地方銀行協会調べで平成19年3月末において^{ix}預金54兆6218億円、貸出金41億9377億円、店舗数3268店、ATM1万3269台となっている。貸出先別の状況としては、大企業6.9%、中堅企業3.2%、中小企業53.8%、地方公共団体4.5%、個人31.2%、という比率で貸出が行われているのである。預金者別では、法人21.0%、個人75.5%、公金等2.4%という比率で預金者の預金残高が構成されている。第二地方銀行の前身の相互銀行、その前身の無尽会社は戦前、戦後直後高度経済成長期に至るぐらいまでの期間に信用力の低い個人、中小零細企業相手に無尽を販売し、融資をするというかたちをとっていた、信用組合の前身組織と同様に庶民のためにある程度組織が存在していたことがうかがえる。

③ 信用組合

信用組合とは一定地域内の中小企業等を会員とする相互扶助を目的とする協同組合組織の金融機関のことである。全国に168組合存在する。信用組合を規定する法律は中小企業等協同組合法である。基本的に業務は組合員にのみ限定して行われる。組合員以外からの預金の受け入れは預金総額の20%以下でなければならず、また、貸出業務についても組合員以外については貸出額総額の20%以下という制限が設けられている。また、信用組合には融資先（組合員になること）にも制限があり、銀行は大企業を含めた広範囲地域の企業・個人が取引対象であるが、信用組合は取引対象として、法人なら原則として資本金3億円以下、または従業員数300人以下となっている。株主あってこそその銀行とは違い、非営利組織で組合員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて組合の経営等に参加することができる^x。データとしては全信用組合合計で預金総額16兆2666億、貸出金9兆3616億、店舗数1849である^{xi}。銀行と違い信用組合は一部の余剰金を全国信用協同組合連合会に渡し、運用してもらっている。細かい分類に分けると地域信用組合、業域信用組合、職域信用組合という区分が存在する^{xii}。歴史上では戦前、戦後直後、銀行は信用力の低い個人、中小零細企業に対する融資をほとんどしてこなかったため、信用組合の前身となる組織が大きく庶民の融資に対して活躍することとなった。そして、その流れが、中小企業等協同組合法に受け継がれることとなった。

④ 信用金庫

信用金庫とは前述のとおり、信用金庫法によって規定されている金融機関のことである。

信用金庫も信用組合と同様に、中小企業などを会員とする相互扶助を目的とする協同組合組織の金融機関である。現在、全国に 287 金庫存在する。1951 年の信用金庫法制定とともにそれ以前から存在していた比較的大きな規模の信用組合が信用金庫へと改組した^{xiii}。信用組合との違いは、組織体としては信用組合と同じ要素を持つ一方で、一般金融機関である銀行に近い部分も存在し、信用金庫は預金の貸し出しについては信用組合と同様の制限があるのであるが（貸出全体の 80%以上が会員に対して）預金受け入れについてはその対象に制限がないため広い対象から預金を集めることができるようになる。信用金庫の営業地域に住所がある、勤務先がある、事務所があるものが会員になることができるが、個人事業者で常時使用する従業員数が 300 人を超える場合、また、法人事業者で常時使用する従業員数が 300 人を超え、かつ資本金が 9 億円を超える場合には、会員となることができない。法人事業者の場合、資本金が 9 億円である企業にまで融資を行うことが可能となり、信用組合の資本金 3 億円の制限よりも、貸し出せる幅が広がっていることがわかる。また、信用組合では会員資格を超える規模の会社になった場合は融資を受けることができず、メインバンクを変えなければならなくなってしまうが、信用金庫の場合は、卒業生金融とよばれる信用金庫の会員として長年取引があった事業者が、成長して会員資格の範囲を超えてしまった場合、直ちに融資を受けられなくなるのは適当ではないということから一定期間に限定してではあるが特例として融資や相談を受けられる部分が特徴的で企業が成長するのを大いに助けることのできる仕組みができています。全信用金庫のデータとしては、預金残高 113 兆 677 億、貸出金 62 兆 9288 億、店舗数 7734^{xiv}である。信用組合同様、各信用金庫が各自で運用するほかに、信用金庫中央金庫という組織が各信用金庫の余剰金を運用して収益を上げている。

⑤ J Aバンク（農林協同組合）

J Aバンクについては農業協同組合法が詳細を定めており、農業従事者のための協同組合である。そもそも、農業に対する融資というのは他の産業と違い、収穫時期がかぎられており、また、天候によって収穫高も左右されるという一般金融では融資が難しいとされたためにほかの金融機関では扱うことができず、そのために、国を中心として作られた金融機関である。組合員に対する預金業務と融資を行っているが、組合員以外に対する預金、融資に関しては制限が存在する。全預金金額、全融資の 15%までしか組合員以外からは預金の受け入れ、融資を行うことができない。普通の金融機関と違い、JA・信連・農林中央金庫で構成するグループの名称を J Aバンクといい、農林中央金庫が全体的な戦略を組んだり会員からの預金を預かったり貸し付けを行うというメイン業務を行い、都道府県レベルは全国の信用農業協同組合連合会が戦略を組む、そして、市町村では各地の J Aが主に組合員に対して業務、営業を行うという特殊なスタイルをとる。890 という会員（J Aバンクグループを形成するもの）を持ち、10768 店舗、ATMは 12358 台というデータである。

第二節 マクロからみた日本におけるコミュニティ金融

本節では前節で詳しくみた 5 つの金融機関が日本におけるコミュニティ金融であるのかをマクロ的な視点から検証していく。

地方銀行

普通銀行というくくりから考察すると、都市銀行、地方銀行に違いはないが、地域に密着した経営をすることが地方銀行協会の規定からもわかるとおり挙げられる。また、店舗数が 7435 と単純計算ではあるが日本には 1817 の区市町村が存在する^{xv}のでかなりの田舎であっても支店が存在していると考えることができる。しかし、設立の歴史から考えると中小企業の顧客重視というよりもやはりその地方の大企業を相手にするのがメインの業務であるとも考えられる。現在、金融庁の平成 15～16 年度における取組みである「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」や平成 17～18 年における取組である「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」^{xvi}が実施を終えたところで地域密着経営に力を入れる風潮に地方銀行もなっている。また、個々の地方銀行の中でも規模が大きいからこそできる地元を発展させるスキームを取り入れ始め、海外や県外から支店を撤退させ、確固たる地盤を作ろうというのが現在の流れである。地方銀行全体からみるとコミュニティ金融と入れるのではないだろうか。

第二地方銀行

業務内容については地方銀行との違いはまったくないが、融資先の比率に関しては地方銀行よりも中堅・中小企業に対する貸出が若干高めになっている。これは前節で述べた歴史上の流れという部分が少し残っていることを意味しているのであろう。そこから鑑みると顧客が長い付き合いの可能性が高い。現在おかれている状況は、地方銀行と同じく金融庁の指示からも地方密着の金融機関になっている。地方銀行よりも昔の流れを含めるとよりコミュニティ金融の色が強いといえる。

信用組合

株式会社ではなく協同組合という組織形態や取引相手が組合員であり、組合の運営に対する参加をすることができる。利益も出資者に限定し、地域で得たお金は地域に還元することを大事にしている。融資できる範囲にも大きな制限があり、コミュニティ内で集めた預金を、地域の中小企業、個人に限定した融資、つまりは地域の活性化につながる組織形態となっている。極めて第二章で述べたオーストラリアのコミュニティ金融に近い。

信用金庫

信用組合と業務内容はほぼ同じであるといってよい。会員でないものであっても預金をすることができるという部分や融資範囲が少し広くはなっているがコミュニティで集めた

お金はコミュニティに融資という形で利用され、また、融資で得た利益は出資者である会員に還元されるという部分もオーストラリアのコミュニティ金融の形に近い。きめ細かな融資に関しても信用組合にはない卒業生金融という制度を使い、規模が大きくなり会員の範囲から外れてしまった企業に対してでも軌道に乗るまでしばらくの間はサポートを続けることができる点もコミュニティ金融であるという部分には当てはまっている。

JAバンク

組織のトップである農林中央金庫に関しては全国に対して預金業務を行っているが、実質の営業や融資判断を行うのは各地にあるJAと都道府県レベルに存在する信用農業協同組合連合会である。JAの支店は813のJAの支部（平成19年4月1日現在）xviiにさらに細かく支店が存在するために日本全国に支店が存在する。融資もJAの会員である必要があり、融資対象は基本として農業に限定されるが、一般融資もあり、アグリエリア資金とよばれる地域振興や活性化のために農業法人以外の法人を対象とする貸し出しを行っている。県、市町村レベルでの細かなサービスの提供で顔が見える金融という部分や顔が見える安心感などのリレーションの形成方法はコミュニティ金融と呼ぶことができると考える。

表 1 各金融機関の組織の違い

区分	信用金庫	信用組合	銀行	JAバンク
根拠法	信用金庫法	中小企業等信用組合法、協同組合による金融事業に関する法律	銀行法	農業協同組合法、農林中央金庫法
設立目的	国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資する	組合員の相互扶助を目的とし、組合員の経済的地位の向上を図る	国民大衆のために金融の円滑を図る	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織のために金融の円滑を図る
組織	会員の出資による協同組織の非営利法人	組合員の出資による協同組織の非営利法人	株式会社組織の営利法人	組合員の出資による協同組織の非営利法人

<p>会員資格</p>	<p>その地域に住 所、または居所 を有する者 事 業所を有する 者 勤労に従事す る者 事業所を有す る者の役員 (事業者の場 合) 従業員 300 人 以下または資 本金 9 億以下 の事業者</p>	<p>その地域に住所または 居所を有する者、事業を 行う小規模の事業者、勤 労に従事する者、事業を 行う小規模の従事者の 役員 (事業者の場合) 従業員 300 人以下また は資本金 3 億円以下の 事業者(卸売業は 100 人 または 1 億円、小売業は 50 人または 5 千万円、サ ービス業は 100 人または 5 千億円)</p>	<p>なし</p>	<p>正組合員資格は農業を自ら営 む、農業者 準組合員資格は出資金の払い 込みを行うことでなることが可 能</p>
<p>業務 範囲</p>	<p>預金は制限なし 融資は原則と して会員を対 象とするが、 20%以下であれ ば会員外にも 貸し出しがで きる(卒業生金融 あり)</p>	<p>預金は原則として組合員 を対象とするが、総預金 額の 20%まで員外預金が 認められる。 融資は原則として組合員 を対象とするが、総預金 額の 20%まで員外にも貸 出ができる(卒業生金融 なし)</p>	<p>制限なし</p>	<p>預金は原則として組合員を対 象とするが、総預金額の 15%ま では員外預金が認められる。 融資は原則として組合員対象 とするが、制限付きで組合員で ないものにも 15%まで員外にも 貸出ができる</p>

(出所) <http://www.shinkin.org/what/history/main.html#1-3> 社団法人全国信用金庫協
会HPより JA バンクについては筆者加筆

第四章 新潟の金融機関の分析

第 3 章ではマクロ的な視点から日本全体のコミュニティ金融の範囲は何かを分析してき
た。マクロではコミュニティ金融といえた金融機関が実際のミクロで言えるかを本章では
今度は新潟に存在する金融機関をひとつずつ取り上げて分析を行っていく。が、まずなぜ
新潟の金融機関を分析したかを説明しなくてはならない。そこには大きく分けて二つの理
由が存在する。一つ目は 2007 年 4 月 1 日に新潟県の県庁所在地である新潟市は政令指定都
市になり、現新潟市長である篠田昭氏が新潟市を「田園型政令市」というコンセプトを打
ち出した^{xviii}ことに由来する。これは規模が大きいながら日本の農業を中心にほかの産業が

発達しているという一般的な地方を意味しているために、一般的な金融機関が存在し、また、規模が大きいことでたくさんの事例が得られると考えたためである。2つ目に第四銀行という日本に現存する最古の銀行が存在し、古くから金融機関が新潟市には根付いている可能性が高いと判断したためである。これより、各金融機関の地域密着型金融への取り組みを見ていく。その際に金融庁の地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラムに書かれている3つの重要なテーマを元にこれまで行ってきた業務とこれからも継続していく内容を注目すべき点を取り上げて見ていくこととする。

- ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化
- ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

第一節 新潟県の金融機関の地域密着型金融計画の分析

地方銀行

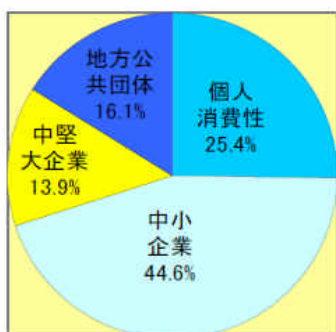
・第四銀行

第四銀行は新潟県新潟市に本店を置く新潟県で最大の地方銀行である。新潟県・新潟市の指定金融機関でもあり、124店舗（県内115、県外9）とこれも新潟県で最大の支店数である。19年9月期のデータによると全店で2兆3321億の貸出金のうち1兆8578億が新潟県に向けての貸出金の額であり、県内比率は79.7%にも及ぶ。また下記の図のとおり中小企業に対する融資は44.6%という数値は全国の地方銀行の貸出の比率とほぼ同じ内容となっている。3兆6299億の総預金97.7%の3兆5483億が県内で構成されている。

- ① に関しては創業・新事業支援と事業拡大支援に分けて考えている。特に創業・新事業支援としては、政府系金融や新潟にある大学や取引先企業とのネットワークを活用した経営全般にわたる育成支援のほか、「だいし企業育成ファンド」を通じた投資活動によって、ベンチャー企業をバックアップしている点が注目される。このだいし育成ファンドは子会社である第四キャピタル株式会社と共同での出資となるファンドであり、少し信用力には欠けるが将来性を見込んだ企業に融資ではなく投資という形をとることでリスクの軽減を図っている金融手法をとり、地域振興に力を入れている。事業拡大支援としてはビジネスマッチングに力をいれ県内企業の交流会を開き、取引の場を広げようとしている。
- ② に関しては本来、融資の際に一番重要視されてきた不動産担保、個人保証によらない融資の方法として、動産・債権譲渡担保融資や知的財産担保融資などにも積極的に検討することを決めている。
- ③ に関しては中越沖地震に対する復興支援として特別ローンやローン相談会の実施、新潟県の代表的な産業を農業と観光と位置づけ、特別に設置した地域振興室と各支店の連携による積極的な活性支援に取り組んでいる。また、PFIへの参画も重要な役割と判断し積極的に地

域への関与を行っていきたいとしている。

図1 第四銀行の県内貸出金 内訳



(出所) <http://www.daishi-bank.co.jp/daishi/chiiki/2007/pdf/200709tiikikouken.pdf>

地域貢献に関する情報開示 平成19年9月期より

・北越銀行

新潟県で2番目に大きい金融機関である。北越銀行の本店は新潟市ではなく、長岡市という新潟県で2番目に大きな都市に本店を置く。店舗数は89店舗（県内84、県外5）であり、比較的にきめ細かな支店数を持っている。貸出金1兆1963億のうち1兆615億、88.73%が新潟県内の貸出金である。中小企業への融資は全貸出金の49.35%となっており、地方銀行の平均に近い形となっている。総預金1兆9260億のうち県内は1兆8587億となっており県内比率は96.50%となる。

①に関しては昭和58年から活動しているホクギン技術協力室や新潟県長岡市にある大学との産学連携協力を基礎として創業・新事業支援を行い、また、北越銀行が行っている企業再生ファンドである「にいがたりフレッシュファンド」やDES、DDS^{six}といった専門的な手法により事業再生をすることなどに力を入れている。

②担保・保証に過度に依存しない融資の徹底、中小企業の大口資金需要に対するシンジケートローンの推進強化に努めている。

③に関しては地元によるPFI事業への積極的参加や地元の産業活性化協議会への積極的参加による「ものづくり拠点形成」に向けた活動支援、金融教育などに力を入れている。

第二地方銀行

・大光銀行

大光銀行は新潟県で3番目に大きな規模の金融機関である。大光銀行の本店も北越銀行と同じく新潟市ではなく、長岡市に本店を置く。店舗数は70店舗（県内62、県外8）であり、ここも比較的にきめ細かな支店数を持っている。貸出金8168億のうち6604億、80.85%が新潟県内の貸出金である。中小企業への融資は全貸出金の88.97%となっており、第二地方銀

行の平均よりも高い近い形となっている。そして、県内の中小企業への融資に限定してみると貸出金額は 5886 億となり県内貸出金に占める中小企業への貸出の割合は約 90%となっている。総預金 1 兆 1491 億のうち県内は 1 兆 140 億となっており県内比率は 88.24%となる。

- ①としては産学官の一層の連携強化、提携先との協調強化、実践に向けたノウハウの一層の向上を高めるとともに新潟産業創造ファンドへの出資を行っている。
- ②としては不動産担保・保証に過度に依存しない融資の一層の推進として各種の無担保・第三者保証人不要融資商品により顧客の資金ニーズに適切に対応できるように努力をすることと、私募債発行支援に力を入れることとしている
- ③としては PFI 事業に積極的に取り組むこと、震災からの復興支援、経済基盤の安定化を目標とした事業を行うこととしている、高齢化に対応したローカウンター化も特徴的である

・信用組合

新潟県信用組合

新潟県信用組合は新潟県新潟市に本店を置く新潟で最大の信用組合である。業務範囲は新潟県全域におよび、県内に 44 店舗の支店を持つ。信用組合であるため預金、貸出金のすべては新潟県内に関係した者である。また、法人の貸出先についても中小企業という制限があるためすべて個人を除き中小企業に貸し出される。預金総額 3675 億 1000 万であり、貸出金は 1783 億 900 万、そのうち組合員に 1680 億 1800 万、89.33%が貸し出されている。

①に関しては業種別審査態勢の強化、職員の目利き能力向上、外部機関の連携活用、創業・新事業支援ローン推進、(株) タナベ経営との提携による「けんしん経営塾21」を年4回開講し法人の顧客の支援、要注意債権党の健全債権化に向け経営改善支援ローンの推進や社内教育の充実を図ってきた。また、新潟産業創造ファンドに投資を行ってきた。

②としては担保・保証に過度に依存しない融資の徹底、中小企業の大口資金需要に対するシンジケートローンの推進強化に努めている。

③としては、地公体・商工団体との連携による、地域への円滑な資金提供・「まちづくり」の視点を踏まえ、地公体・商工団体との連携の強化を考えて、少雪対策資金の取扱い、商工会議所と提携し「会員向け特別融資」を開始している

・信用金庫

新潟信用金庫

新潟信用金庫は新潟県内で最大の信用金庫である。新潟県新潟市に本店を置き、合併前の旧新潟市を中心に 23 店舗を持つ金融機関である。信用金庫も融資には範囲があるため、一部卒業生金融があるが、ほぼ営業地域の中小企業ないしは個人に融資されることとなっている。預金総額は 2327 億 800 万で、貸出金は 1364 億 4800 万となっている。

①に関しては各種研修による従業員の実力アップのほか、起業・創業をしやすいするため、新潟しんきん経営サポート情報掲示板を各店に設置、国民生活金融公庫と創業資金の協調融資を実行、中小企業金融公庫との連携で、CLO 融資^{xx}を実行してきた。

②に関しては売掛債権譲渡担保融資を行い、また私募債発行のスキームを学び、取引先からの提示があれば行えるように勉強を行っている。また、新潟県信用保証協会と県内の商工団体とが提携し、中小企業の資金ニーズに無担保でスムーズに対応する新たな保証制度、「アローズ」の取扱いを開始している。

③に関しては、PFIに向けた情報の収集、国土交通省の「街なか居住再生ファンド」説明会に出席し、勉強を行っている。

・ J Aバンク

J Aバンク新潟

J Aバンク新潟は県組織の新潟県信用農業協同組合連合会と地域組織の J Aによって成り立つ農業専門金融機関である。預金は2兆1043億、貸出金は7416億、金融店舗数は285店舗持っている。他の金融機関と違い、金融庁から地域密着型金融推進計画の策定及び公表を要請されていないため、他の金融機関と同じ比較ができない。よって中期計画を取り上げる。

第13次中期経営計画によると県信連は J Aとの一体性の強化と、良質で利便性の高い金融サービスの提供と健全で透明性の高い信頼される経営、地域の発展に貢献できる地域金融機関を目指すとのことである。具体的には大口利用者に対する商品提供のバックアップを行うこと、農業の担い手への金融対応強化に対する J A支援に取り組むこと、組合員・地域利用者のニーズや信頼に応える質の高い金融サービスを目指すことなどを挙げている。

第二節 新潟県におけるコミュニティ金融

本節では新潟県というミクロの部分からみたコミュニティ金融についてその範囲を考察する。

金融庁の平成15～16年度における取組みである「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」平成17～18年度「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」が地方銀行、第二地方銀行、信用組合、信用金庫に出されて、特に地域密着型金融というスタンスを取らなくてよかった地方銀行や第二地方銀行は地域密着型金融機関へと道筋を変えることとなった。業務に関してもアクションプログラムに規定されたことが義務付けられ、画一化がなされた。また、昨今の金融ビッグバンの影響で金融機関の業務には大した差が出にくい状況となっている。

地方銀行である第四銀行・北越銀行は95%以上の預金を県内から集め、そして半分を県内の融資に回している。それだけでみると地域のお金を地域に回しているように見えない

が、第四銀行は自社の関連子会社である第四キャピタルとベンチャーファンドを立ち上げたり、また、第四銀行も北越銀行も地域再生ファンドを運営実施者を外部の企業に任せて設立したりといったこともしている。新潟市に35の市町村があるがこの2行はほぼすべてを網羅する形となっている。地方銀行は大きな資金を背景に多くの支店を配備、また、様々な人材の育成、自社で地域の複雑な融資のニーズに応えようと動いている。また、バブル期のようにただ貸して、返済を迫るのではなく組織内の様々な部署との連携で顧客の経営が軌道に乗るように産学提携やビジネスマッチングの機会を提供している。以上の点から地方銀行はコミュニティ金融といえると思う。

第二地方銀行である大光銀行は預金量がやや地方銀行に比べて少ない。しかし、注目すべきは県内の中小企業への融資比率である。県内貸出金に占める中小企業への貸出の割合約90%はまさにコミュニティから集めた資金はその地域の中小企業への積極的な融資への現れであると考えられる。また、規模の面から自社でファンドの設立はできないが、県内のほかの金融機関、行政、企業と共同で新潟創造ファンドの設立にかかわっており、新潟県を対象に堅実な経営をしていることがうかがえる。この点から、コミュニティ金融の定義に当てはまっていると思う。

新潟県信用組合、新潟信用金庫に関してはその組織体からも確実にコミュニティ金融といえる。また、それを証明するように融資先とのリレーション形成のための跡が多々見られる。新潟県信用組合には新潟のほかの金融機関が支店を出す以前からその空白地帯に支店を出している場所も多く、新潟信用金庫の新潟市内に限定したきめ細かな配置もコミュニティ金融としての顧客の近さを感じさせる。

J Aバンクについては、驚くべき支店数がまず目につく。285店舗は単純計算で新潟の市町村1つにつき8ある計算になる。山間部にもきちんとあることがJ Aの特徴であることから考えるとほかの金融機関が存在しない場所にもたくさんの支店があることが想像される。その点から考えるとコミュニティ金融と言えると考える。

第五章 日本におけるコミュニティ金融

外国では、小さな単店の銀行や規模の小さなものがコミュニティ金融として挙げられていた。しかし、外国の場合日本と違い、国土が広く、巨大な銀行と小さな銀行しかないという偏った金融機関の存在からコミュニティ金融という考え方が生まれた。

日本の場合、日本各地には金融機関が古くから存在する。だからこそ、外国のようにきわめて規模の小さい金融機関は生まれてこなかったし、現在も供給がしっかりあるからこそ外国のような単店の金融機関は生まれにくいし、コミュニティの対象が外国よりも広いと考える。

であるからこそ、組織体としては日本におけるコミュニティ金融とは最終的に地方銀行、

第二地方銀行、信用組合、信用金庫、JAバンクであると筆者は考察する。

が、問題点も存在する。それは地域金融機関のコミュニティ金融としての内部の役割の部分においてはコミュニティ金融として不完全であるということである。

戦後からバブル期以降、地域密着型金融推進計画が出るまでは、地域重視の経営路線の金融機関より、拡大傾向で各金融機関のコミュニティ以外に対する融資にも積極的であった地域金融機関が多数存在していた。JAバンクについても似たように、主な顧客である農業従事者の減少により顧客の範囲を広げるといった拡大路線を実施した。また、その中で拡大のし過ぎで地域を考えず、他の地域の出店、過度な融資によって倒産してしまった金融機関も存在し、また1990年代の大蔵省の指示に基づく不良債権の処理によって金融機関は地域の資金需要に対して貸し渋り、貸しはがしをしてしまった歴史がある。現在においても形としては地域金融機関をコミュニティ金融として定義づけることができるが、業務内容に関しては金融庁の地域密着型金融機関の機能強化の推進に関するアクションプログラムによる影響力が大きく作用している。しかしながら、この流れが地域金融機関に本来あるべき地域重視への方向修正を与える結果となったことは間違いない。

向かう方向はコミュニティ金融として地域金融機関は進むことができた。しかし、問題点はどうやったら地域の声をいかに地域金融機関が汲み上げ融資に結び付け、地域活性化に寄与できるかどうかということである。

その答えとなるのは、地域密着型金融推進計画によって現在、金融機関を原点回帰させることで各組織がその組織の専門分野に力を集中して入れていることである。地域の資金需要にはリスクの高いものが多数存在し、融資には今までの業績主義や不動産担保優先主義では対処できないものも存在していた。が、様々な形態の金融機関が地域金融機関として存在し、資金的優位な銀行、中小企業相手の信用組合・信用金庫、農業関連のJAバンクといった得意分野で対応し新たな金融スキームによって資金需要に応えようと努力している。ここで一つ一つの金融機関がそれぞれスキームを取得することは難しいために国や地方自治体、政府系金融機関等も新しい分野の融資方法に対して地域金融機関のその手法を取り入れるようにスキームを支える手助けを行っている。CLOやABL、ベンチャーファンドといった新しい手法は過去の業績、不動産担保に頼らない融資方法であり、その企業の将来性、技術力といったものを重要視している。地域金融機関がこういった融資方法により様々なタイプの顧客ニーズにその階層にあった金融機関が対応し、いまよりもっと地域のニーズに合わせられる目線に立つことができる時に名実ともに地域金融機関はコミュニティ金融となることができると筆者は考察する。

参考文献

佐藤俊幸『コミュニティ金融と地域通貨』新評論、2005年

日本政策投資銀行（2004） 地域通貨とコミュニティファイナンス

<http://www.dbj.go.jp/kansai/report/pdf/040324.pdf>

信金中金総合研究所 米国コミュニティバンクのIT戦略

<http://www.scbri.jp/HTMLcolumnNY/nycolumn16-1.htm>

三菱総合研究所 社会システム研究本部 コミュニティを活性化する金融

http://sociosys.mri.co.jp/stuff/2007/0718_2.html

鈴木博『新時代の日本の金融』同文館出版、2007年

鹿野嘉昭『日本の金融制度（第2版）』東洋経済新報社、2006年

由里宗之『米国のコミュニティ銀行—銀行再編化で存続する小銀行—』ミネルヴァ書房、2000年

由里宗之『コミュニティ・バンクの存在意義—中小企業に対する「リレーションシップ・バンキング」の提供者として— 中小商工業研究（91号）』、中小商工業研究所、2007年、p.109~119.

高木仁、高月昭年『入門 日本の金融機関』東洋経済新報社、2000年

荒木宜三、山中宏『金融機関の機能と役割』税務経理協会、1995年

安田原三ほか編著『なぜいま信金信組か 共同組織金融機関の存在意義』日本経済評論社、2007年

第四銀行ディスクロージャー誌 2007

http://www.daishi-bank.co.jp/daishi/report/2007/report_2007.html

第四銀行 地域密着型金融への取り組み方針

<http://www.daishi-bank.co.jp/daishi/chiiki/2007/pdf/torikumi.pdf>

第四銀行 地方貢献に関する情報開示 平成19年9月期

<http://www.daishi-bank.co.jp/daishi/chiiki/2007/pdf/200709tiikikouken.pdf>

北越銀行 ディスクロージャー誌 2007

<http://www.hokuetsubank.co.jp/disk07/disk.html>

北越銀行 地域密着型金融推進計画（平成19~20年）

<http://www.hokuetsubank.co.jp/prplan/plan.pdf>

北越銀行「地域の皆さまに役立つ銀行をめざして」～地域貢献に関する開示資料～

<http://www.hokuetsubank.co.jp/prplan/document.pdf>

大光銀行 ディスクロージャー誌 2007

<http://www.taikobank.jp/ir/disclosure/d-2007.html>

「地域密着型金融推進計画」の進捗状況（平成17年4月～平成19年3月）

<http://www.taikobank.jp/newsrelease/2007/pdf/chikimichak.pdf>

新潟県信用組合 けんしんの現況

<http://www.niigata-kenshin.co.jp/disclosure/mokuji2007.htm>

新潟県信用組合 地域密着型推進計画

<http://www.niigata-kenshin.co.jp/news/action.htm>

新潟信用金庫 ディスクロージャー誌 2007

<http://www.niigata-shinkin.co.jp/disclosure/report2007/report2007.html>

新潟信用金庫 地域密着型金融推進計画の進捗状況

http://www.niigata-shinkin.co.jp/news/relation2/rb2_shintyoku1903.pdf

J Aバンク新潟HP

<http://www.jabank-niigata.or.jp/>

第13次中期経営計画およびJ Aバンク新潟中期戦略について

<http://www.jabank-niigata.or.jp/83/13ChukiKeikaku.pdf>

i <http://www.dbj.go.jp/japanese/download/pdf/report/12.pdf>

日本政策投資銀行 米国のコミュニティ開発金融機関と支援の仕組み

ii 佐藤俊幸『コミュニティ金融と地域通貨』新評論、2005年、p.3.

iii 第二項で付随業務として、債務の保証または手形の引き受け、証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引または外国証券市場先物取引、有価証券の貸付、国債、地方債もしくは政府保証債の引受けまたは当該引き受けに係る国債等の募集の取扱い、金銭債権の取得または譲渡、有価証券の私募の取扱い、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託、銀行その他の金融業を行う者の業務の代理、国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い、有価証券、貴金属その他の物品の保護預かり、両替、金融先物取引等の受託等が挙げられる。

iv 全国地方銀行協会HP

http://www.chiginkyo.or.jp/01_gaiyou/index.shtml

v 全国地方銀行協会HP 地方銀行の概要

http://www.chiginkyo.or.jp/pdf_data/01_gaiyou/chiginpanfu-j2007.pdf

vi 川口恭弘『現代の金融機関と法』中央経済社、2001年、p.2.

vii 一定期間を定め、その中途または満了時において一定の金額を給付することを約束して行う掛け金の受け入れ業務、定期積金に似ているもので、村やもっと小さな単位で行われていた

viii 第二地方銀行協会HP

<http://www.dainichiginkyo.or.jp/members/action.html>

ix 第二地方銀行協会HP

<http://www.dainichiginkyo.or.jp/members/action1.html>

x 全国信用組合中央協会HP

<http://www.shinyokumiai.or.jp/gaiyo07.html> より抜粋

xi <http://www.shinyokumiai.or.jp/pdf/keisu0710.pdf> 全国信用組合主要勘定

平成19年10月末

xii 職域信用組合…一定地域内の小規模零細事業者や住民を組合員とする信用組合で、分類される信用組合では最も組織数が多い。業域組合や職域組合から地域組合に移行した例もあるほか、現在ある信用金庫の多くはこの地域組合から転換している

業域信用組合…同業種の人たちを組合員とする信用組合で、医師、歯科医師、成果市場、浴場業、建設業などの業種がある。大都市圏に位置する信用組合を除き、複数店舗はもたず本店のみの場合が多い

職域信用組合…同じ職場に勤務する人たちを組合員とする信用組合で、官公庁（警察、消防署、地方公共団体）、会社（新聞社）などの職場がある。本店所在地は各庁舎、企業社屋内に置かれている

Wikipedia「信用協同組合」より一部抜粋

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BF%A1%E7%94%A8%E5%8D%94%E5%90%8C%E7%B5%84%E5%90%88>

xiii 川口恭弘『現代の金融機関と法』中央経済社、2001年、p.21.

xiv 信金中央金庫 主要勘定

<http://www.shinkin-central-bank.jp/pdf/kanjiyo0710.pdf>

xv 国土交通省 日本の統計

<http://www.stat.go.jp/data/nihon/pdf/n0100000.pdf> 2006年10月1日現在

xvi この中で、地域密着型金融の継続的な推進、地域密着型金融の本質を踏まえた推進、地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進といったものを重視する施策となっている。

金融庁地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）

<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050329-4/01.pdf>

xvii 農林中央金庫ディスクロージャー誌

http://www.nochubank.or.jp/disclosure/pdf/dscr07_05.pdf

xviii 『週刊ダイヤモンド 2007年3月第十号』ダイヤモンド社、2007年、p.181.

こう市長が述べるにはデータの根拠があり、農業産出額が16政令指定都市の中で第一位、また食糧自給率もトップという状況である。

xix DES…債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）

DDS…金融機関が保有する貸出金の一部を企業が破綻したときに返済順位が通常の融資よりも低い無担保の貸出金に振り替えること（デット・デット・スワップ）

中小企業金融ポータル

<http://www2.bus.osaka-cu.ac.jp/~kiyota/mfwiki/pukiwiki.php?DES%2CDDS>

xx CLO 融資…貸付金を証券化したものをローン担保証券

金融大学HP <http://www.findai.com/yogo/0258.htm>